

明治44年の創業以来、公共の建築や土木事業を通して、地域の発展に寄与してきた新井土木。100年以上の歴史を持ちながら、従業員のワークライフバランスの支援や働き方の改革に取り組むなど、チャレンジ精神を忘れない会社である。

独自の
取組

- 高校生未満の子の学校行事に使える特別育児休暇（年5日/出勤扱い）
- 妻が出産したときに使える特別休暇（年7日/出勤扱い）
- 各種休暇の積極的な取得の促進や残業の削減

育児のための特別休暇で 従業員のみならず地域社会も支える！

創業から100年あまり、土木事業で地域経済に貢献してきた新井土木。現在では育児のための特別休暇でも、地域社会の発展に貢献している。

「PTAの役員を務める従業員が多かったことがきっかけでした」と話すのは、営業部長の鈴木さん。出勤扱いとなる年5日の育児休暇で、従業員の家庭や地域での活動を後押ししている。

土木部の黒古さんはこの育児休暇を利用するひとり。「出勤扱いなので有給が減らないことや、半日から取得できるのでちょっとした行事に参加できることがうれしいですね」と語る。

また同社では、残業の削減や有給休暇の取得促

進にも取り組んでいる。作業現場に持ち込んだPCで空いた時間に事務作業を済ませることで、現場作業後のデスクワークの時間を減らし、残業を削減。休暇の取得を想定した業務計画の策定や、従業員間での引継ぎを円滑に行うことで、有給休暇の取得率が向上。納期に追われる建設業ながら、現在では週に誰かしらが休んでいる状況だという。

こうした労働環境から離職が少なく、再雇用も多い新井土木。「従業員の平均年齢が上がってきているので、次は介護にも対応できる体制を整えていきたいですね。あとは孫の学校行事にも使える特別休暇かな」と鈴木さんは笑みをこぼした。

はたらく人の声



学校行事参加のための特別育児休暇を利用しています。教員の妻が子どもの学校行事に参加するのは難しいので、とても助かっています。半日単位から取れるので、一日がかりの行事でなくても利用できることが大きいですね。周りにもこの制度を使っている従業員は多いです。

土木部 黒古賀津夫さん

取組推進員の思い

社内でコミュニケーションを取り、従業員間の育児や介護の問題の共有に努めています。育児や介護でのもしもの時に、対応がしやすいからです。共働きや男性の家事や育児も当然の時代。こうした時代のなかで、従業員が働き続けられることは、長年の経験を生かす意味で、会社にも有益なことです。



取締役営業部長 鈴木献一さん

利用した
制度

● 子の学校行事参加のための特別育児休暇

企業
情報

【代表者】新井正則
【住所】みどり市東町荻原140
【TEL】0277-97-2418 【FAX】0277-97-3110
【URL】
【従業員数】男性18名 女性4名